

# 審 査 基 準

平成6年10月1日作成

法 令 名 :	道路交通法施行令
根 拠 条 項 :	第13条第1項
処 分 の 概 要 :	緊急自動車の指定
原 権 者 ( 委 任 先 ) :	長野県公安委員会
法 令 の 定 め :	
審 査 基 準 :	
標 準 処 理 期 間 :	7日 (ただし、行政庁の休日は含まない。)
申 請 先 :	申請しようとする自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署の交通課又は交通第二課
問 い 合 わ せ 先 :	長野県警察本部交通部交通企画課企画指導係 (電話: 026-233-0110)
備 考 :	